

いじめに関する現状と課題
【現状】いじめの認知件数 平成30年度4件、令和元年度3件、令和2年度8件、令和3年度9件、令和4年度6件、令和5年度4件 態様は、特定人物へのからかい・嫌がらせが多く、身体へのいたずらや器物破損、SNSを介した事案もある。発生時期には特に傾向があるわけではない。また、SNSによるトラブルに代表されるように、いじめや嫌がらせが潜在化する傾向が強まっている。いじめの早期発見のため、定期的に端末を用いた「学校生活のアンケート」を実施し、必要に応じて個別面談を行っている。 【課題】生徒理解・集団づくり・学校生活アンケート（年3回）・保護者や関係機関との連携などによりいじめの未然防止・早期発見・対応に取り組む。 特に人間関係づくり、SNS利用上のモラル、命の尊さについて、学校教育全般を通じて生徒への啓発を行う。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
①未然防止に向け、規範意識の定着、自己肯定感の伸長、命の尊さを自覚できる取り組みの一層の推進を図る。 ②早期発見のため、教職員の「生徒理解（集団・個人）」への資質向上を図り、安心・安全で生徒・保護者・地域から信頼される学校づくりを目指す。 <重点となる取組> ・いじめを許さない集団づくりとして、生徒の主体的な活動を支援し、自己肯定感を醸成する。特に、清風祭（体育の部・文化の部）、スクールミーティング、委員会活動、部活動に重点的に取り組む。 ・SNSの使い方や長時間利用のリスク、自他の人権への配慮等について、定期的に生徒や保護者への啓発に取り組む。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・学校基本方針をPTA役員会（総会）で説明し保護者の理解を得るとともにホームページに掲載する。 ・定期的に勝間田駅や地域の巡回を行い、生徒の実態把握に努める。 ・SNSの使い方や家庭でのルールづくり等について啓発を行う。 ・いじめ等の各種相談機関、学校の教育相談窓口を周知する。 ・日常的な家庭連絡や面談により家庭と学校とが連携して生徒理解に努める。	いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針や年間計画の作成および検証・修正 ・相談窓口の周知といじめ事案への対応 ・当該学年、担任への援助 ・STANDbYの対応 <委員会の開催時期>※いじめ事案発生時は別途開催 ・原則として年3回開催（必要に応じて外部委員を招聘） <教職員への情報共有> ・職員会議で全教職員へ情報共有を行う ・学年団、生徒指導委員会等で情報共有する <構成メンバー> 【校内】校長、教頭、生徒課長、補導主任、養護教諭 教育相談室長、（該当学年主任、該当担任） 【校外】SC・SSW※①、学校医、PTA会長※② 全 教 職 員	<連携機関名> ・県教育庁人権教育・生徒指導課 <連携の内容> ・ネットパトロールによる監視 ・SSWの派遣 ・STANDbYの専門相談員 <学校側の窓口> ・教頭、教育相談室、生徒課長 <連携機関名> ・美作警察署および津山警察署生活安全課 ・津山少年サポートセンター ・美作市青少年育成センター ・津山市内高等学校生徒指導連絡協議会 <連携の内容> ・非行防止教室の開催 ・定期的な情報交換、連絡協議会の開催 <学校側の窓口> ・教頭、生徒課長、補導主任

※① SCはスクールカウンセラ、SSWはスクールソーシャルワーカーの略(必要に応じて参加)
※② PTA会長は年間計画の作成、実行・検証・修正を主な役割とする。

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	【集団づくり】 ・生徒会を中心に主体的な清風祭（体育の部、文化の部）の計画・立案を行い、「仲間意識」「達成感」「自治力」「自己肯定感」を育成する。 ・生徒会を中心にスクールミーティングを実施し、生徒・教職員・保護者・地域が学校生活について話し合い、いじめを許さない集団づくりにつなげる。 ・クラスや学年、系列の活動を中心とした「居場所づくり」「絆づくり」を目指した取組みを進める。 【分かる授業の実践】 ・生徒が主体的に参加する授業の工夫、改善を行う。〔指示、板書等の簡潔化、視覚化、ユニバーサルデザインの視点〕（授業を生徒のストレスにしない。） 【規律の確立】 ・生徒が安心して安全に、規律正しく学校生活を送ることができるよう支援を行う。〔勝間田スタンダードの徹底と授業規律の確立〕 【情報モラル教育】 ・外部講師による「インターネットモラル教室」を実施し、情報発信による責任を自覚させると共に適切に利用する力を身に付けさせる。 ・「自分の考えを適切に伝え、相手の思いを感じ取る力」（コミュニケーション能力）を育成する指導を様々な場面で行う。 【教職員研修】 ・「クラス経営」や「発達障がい」等に関する教職員研修を行う。 【配慮が必要な生徒への対応】 ・発達障がいのある生徒、外国人の保護者を持つ生徒、施設から通学する生徒など、特に配慮が必要な生徒への支援を行う。
② 早期発見	【実態把握（集団・個人）】 ・面接週間（年2回）、学校生活アンケート（年3回）、三者面談（年3回）、SC・SSWによる面談により早期発見を図る。 ・全教職員が生徒の変化を見逃すことなく、積極的に声かけを行って信頼関係を構築し、相談しやすい体制を確立する。 【相談体制の確立】 ・生徒、保護者に相談窓口を周知し、定期的に情報提供を行う。また、STANDbYについて生徒・保護者に周知するなどSOSを出しやすい環境づくりに努める。 【情報共有】 ・情報を得た教職員は速やかに報告し、学年団、生徒課、教育相談室、管理職等と情報を共有する。 【家庭・地域との連携】 ・家庭から気軽に担任に相談できるよう、窓口となる担任が保護者と適切な連携を図る。 ・ホームページや保護者連絡システムを活用して、保護者や地域への適切な情報発信に努める。 ・勝間田駅等の公共交通機関や地域の巡回を定期的に行い、生徒の実態を把握していじめの早期発見に努める。
③ いじめへの対応	【いじめの有無の確認】 ・いじめの通報を受けたり、その可能性がある場合は、速やかに事実の確認を行い適切に記録する。 【いじめへの組織的対応の検討】 ・事実に基づき、いじめ対策委員会やケース会議を行う。 【いじめられた生徒への支援】 ・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先し、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 【いじめた生徒への指導】 ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。また、当該生徒の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を形成することができるよう指導を行う。 【傍観者への指導】 ・見て見ぬ振りをすることは、いじめを助長することにつながることに気づかせ、正しい行動ができるよう指導を行う。 【関係機関との連携】 ・いじめの態様等に応じ、所轄警察署生活安全課や教育委員会等へ情報提供を行い、適切な連携を図る。